

# 塩屋地域おたすけガイド

## <土砂災害編・2017年度版>

塩屋防災福祉コミュニティ

# 1. はじめに

- この「地域おたすけガイド<土砂災害編>」は、土砂災害が発生する前に、地域がいつ、どんな体制で、どのように行動すればよいのかをまとめたものです。
- 防災福祉コミュニティの役員だけでなく、いざというときには誰もが行動できるようその手順を記しています。
- 地域の状況は刻々と変化します。この冊子は毎年見直しを行います。

# 2. 運営本部設置基準

- 特別警報発表（神戸市）
- 土砂災害警戒情報発表（神戸市）
- 大雨等による被害が発生またはその恐れがあるとき
- 防コミ委員長とブロック長が必要と判断した場合

### 3. 基本情報

#### 3-1. 運営本部・緊急避難場所・避難所・福祉避難所

- 運営本部： 塩屋地区全体避難についての情報をあつめる場所
- 緊急避難場所： 命を守ることを最優先に災害の危険から逃れるための場所
- 避難所： 自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送る場所
- 福祉避難所： 災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、市が二次的に開設する避難所

運営本部	塩屋地域福祉センター
緊急避難場所等	※次ページ
避難所	塩屋小学校 ・ 塩屋中学校
福祉避難所 ※市の判断により開設	塩屋地域福祉センター 特別養護老人ホーム 塩屋さくら苑

## ブロック別 緊急避難場所等（一時避難場所を含む）

ブロック	地域	自治会	緊急避難場所等	資機材庫
第1 ブロック	1丁目 4丁目	中央・国道・ 民部谷	塩屋地域 福祉センター	東市民公園
第2 ブロック	3丁目 南谷	東部・南谷北 側・向井	塩屋小学校	南谷市民 公園
第3 ブロック	3丁目 9丁目 梅木谷 8丁目	四反田・北塩 屋・獅掛・獅 掛中・獅掛 東・望海台	塩屋小学校	ちびっこ 広場
第4 ブロック	5丁目	高尾小谷・塩 屋臨海・十一	自治研修所	天神ヶ平 公園
第5 ブロック	7丁目 大谷	大谷・志翠 園・ジェーム ス台・青山台	塩屋小学校	大谷公園
第6 ブロック	松風台 東垂水町	自由が丘・松 風台・唐ヶ 谷・下代	下代 自治会館	下代 自治会館
第7 ブロック	2丁目	境ヶ丘水交 会	保坂駐車場 ※降雨等の場合 塩屋小学校に避難	保坂駐車場

※自治研修所については、区役所で鍵を保管しているため、夜間等職員がいない場合は、区役所へ連絡する。

※一時避難場所とは、市で指定された避難場所ではなく、地域で定めた避難場所。

※青色の避難場所（塩屋地域福祉センター、下代自治会館、保坂駐車場）は一時避難場所。

## 3-2. 防災資機材・備蓄物資

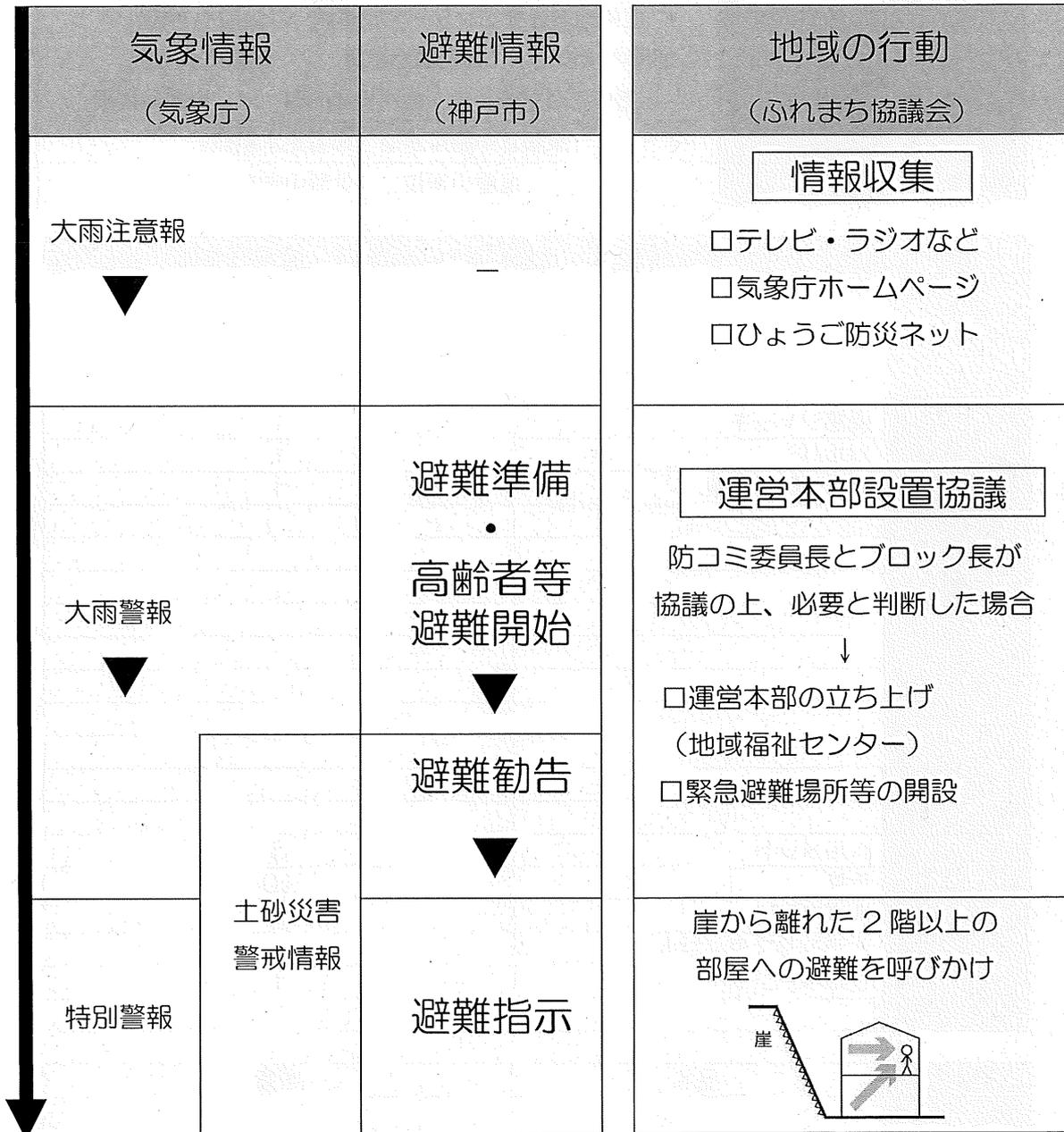
防災行政無線	西水環境センター / 塩屋中学校
防災資機材庫	各ブロックごとに1箇所（資機材の内容は7箇所とも同じ） ※下表は1箇所の資機材庫のもの
耐震防火水槽	青山台東公園 / 兵庫県自治研修所 / 塩屋小学校
小型動力ポンプ	青山台東公園 / 兵庫県自治研修所 / 塩屋小学校
AED	塩屋地域福祉センター・児童館 / 塩屋小学校 / 塩屋中学校 / 神戸信用金庫 / 塩屋さくら苑 / しおやこども園 / 神戸少年の町 / 塩屋幼稚園
飲料水・給水施設	東垂水中層排水池（応急給水拠点）
食料備蓄	塩屋小学校 / 塩屋中学校

用途	品名	数量
消火用	布バケツ	10
救助用	スコップ	1
	バール	1
	簡易ジャッキ	1
	ツルハシ	1
	折りたたみ担架	1
その他	ヘルメット	3
	手袋	10
	携帯用電灯	1
	トランジスタメガホン	1
	サルベージシート	1

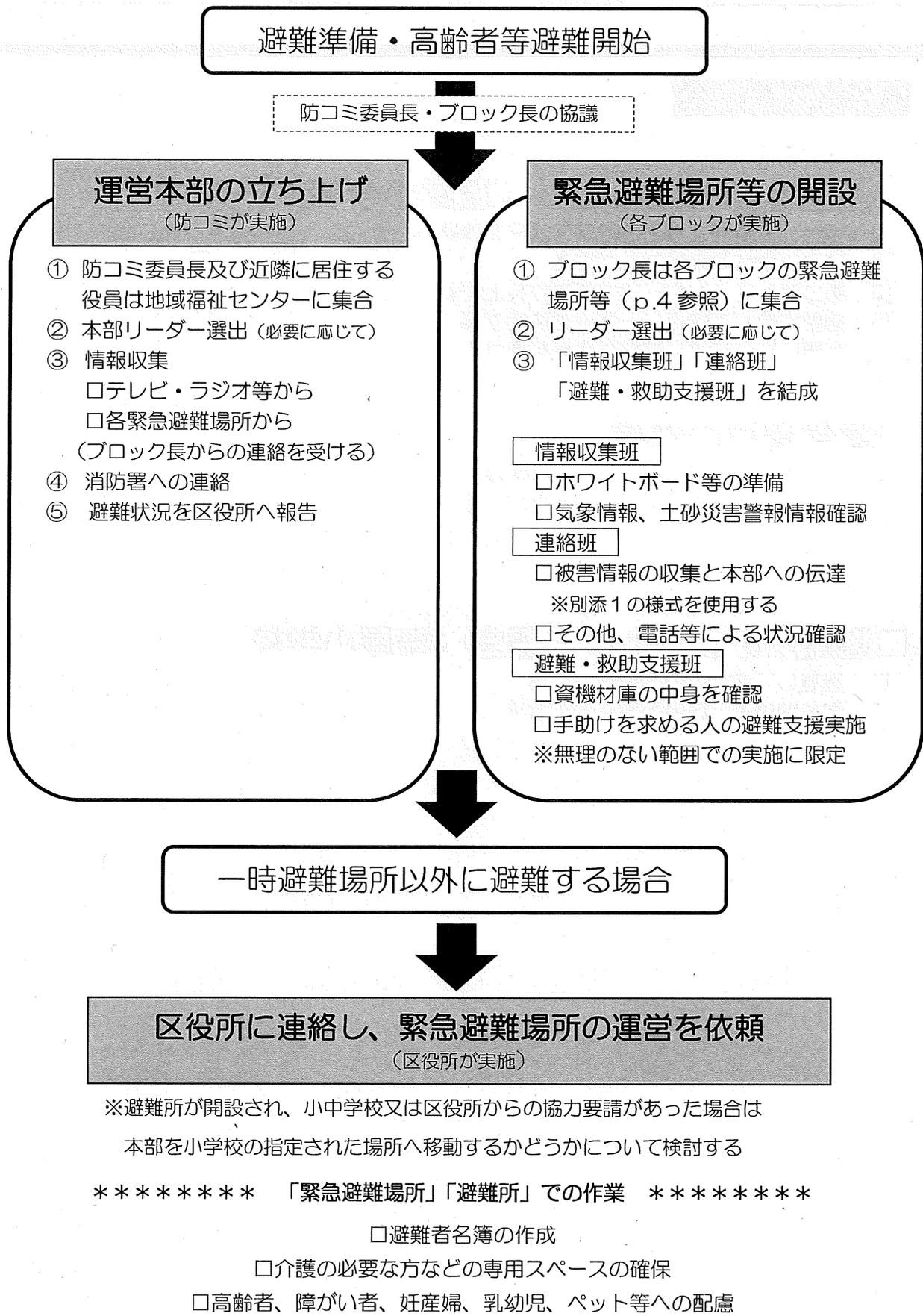
用途	品名	数量
食料		
生活用品		

# 4. 行動指針

## 4-1. 避難情報発令の流れと地域の行動



## 4-2. 運営本部・緊急避難場所の開設とその後の動き



## 地震・津波の場合の参考事例

### 発生～1時間

#### □運営本部の立ち上げ（塩屋小学校）

- 委員と連絡をとり、被害等の状況を確認しあう
- 小学校体育館にあつまる
- あつまったメンバーで本部を立ち上げる
- 必要に応じて統括リーダーを決定する
- 必要に応じて防災資機材倉庫を開ける

#### □運営資材の準備

- 地域の地図（場所：○○○の備蓄倉庫）
- 防災マップ（場所：○○○の備蓄倉庫）
- ホワイトボード（または模造紙）とペン

#### □避難所の立ち上げ・運営（塩屋小学校）

- 避難してきた人の名簿をつくる
- 学校関係者・区役所職員との合流

## □情報収集・整理・伝達

### 情報の収集

- 広域情報（ラジオ、テレビ、防災行政無線等）
- 行政情報（各種機関、区役所等）
- 地域情報（あつまった各メンバー等）

### 情報の整理

- ホワイトボード等に時系列で記載

### 地域への伝達

- 地域活動団体の代表に連絡する
- 主な場所（広報掲示板など）に掲示する
- WEB上に掲示板をつくる
- その他（ハンドマイク、回覧板など）の情報伝達手段も活用する。

## □安否確認

### <担当団体等>

- 各自治会
- 民生児童委員
- 婦人会
- その他地域活動団体

## □救出・救護活動

### <防災資機材庫の場所>

- 小学校
- 公園
- 会館

## 区・消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等
- 避難所運営に必要な事項

<連絡先>

昼間 〇〇区役所(代) 〇〇〇-〇〇〇〇

夜間 119番

## 要配慮者の確認

- 高齢者
- 障がい者
- 妊産婦
- 子育て家庭
- 外国人

<福祉避難所への避難の流れ> (神戸市HPより)

1. まずは避難所へ避難する。
2. ケースワーカー、ヘルパー、保健師等が避難所を巡回し、本人やご家族の意向や状況を確認したうえで、市が対象者を決定する。
3. 福祉避難所での受入を決定した人は、家族等の支援により移動する。移動手段が無い人は、災害時、区において開設する移送を要する要援護者の受付窓口へ相談する。

## 防火・防犯パトロール

- パトロール班の結成
- 交代で地域内のパトロールを実施

## 塩屋防災福祉コミュニティ

## 災害・避難情報等連絡表（第      ブロック）

災害番号	(第 ブロック No.      )	情報記入者	
覚知日時	月      日      時      分	覚知方法	
発生日時	月      日 (      )	午前・午後	時      分      頃
発生場所	区		
通報者			
通報内容	※災害概要等		
避難状況	世帯      人		
その他特記事項			
本部連絡	発信者：	発信日時：	月      日      時      分

・災害発生時や避難者が来る度に、連絡表を作成し本部に連絡すること。